

	事業の実施のため法令の規定による許可その他 の処分を求められたときは、当該自然再生事業 が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮 をするものとする。 (自然再生事業の進捗状況等の公表)
第十三条	主務大臣は、毎年、自然再生事業の進 捗状況を公表しなければならない。
2	主務大臣は、第九条第五項（同条第七項にお いて準用する場合を含む。）の規定により自然 再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想 の写しの送付を受けたときは、これを公表しな ければならない。
	 (自然再生事業実施計画の進捗状況の報告)
第十四条	主務大臣は、主務省令で定めるところ により、自然再生事業実施計画に基づき自然再 生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業 実施計画の進捗状況について報告を求めること ができる。 (財政上の措置等)
2	国及び地方公共団体は、自然再生を推 進するため必要な財政上の措置その他の措置 を講ずるよう努めるものとする。
第十五条	国及び地方公共団体は、自然再生を推 進するため必要な財政上の措置その他の措置 を講ずるよう努めるものとする。
2	 (自然再生に関するその他の措置)
3	国及び地方公共団体は、自然再生に関 して行われる自然環境学習の振興及び自然再生 に関する広報活動の充実のために必要な措置を 講ずるものとする。
2	国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営 利活動法人、自然環境に関する専門的知識を有す る者等が行う自然再生に関する活動の促進に資 するため、自然再生に関する情報を適切に提供 するよう努めるものとする。
3	国及び地方公共団体は、自然再生に関する研 究開発の推進、その成果の普及その他の自然再 生に関する科学技術の振興を図るものとする。
4	国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施 に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水 産業の推進を図るものとする。 (自然再生推進会議)
2	環境省、農林水産省、農林水産省、国土交 通省その他の関係行政機関の職員をもつて構成 する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合 的、効果的かつ効率的な推進を図るために連絡 調整を行うものとする。
第十七条	政府は、環境省、農林水産省、国土交 通省その他の関係行政機関の職員をもつて構成 する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調 査を行ふものとする。

整を行うに際しては、その意見を聞くものとす
る。

第十八条 (施行期日)

1	この法律は、平成十五年一月一日から施行す る。
2	 附 則
1	この法律は、平成十五年一月一日から施行す る。
2	この法律における主務大臣は、環境大臣、農 林水産大臣及び国土交通大臣とする。 この法律における主務省令は、環境大臣、農 林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とす る。